

石綿飛散防止小委員会の設置について

1 設置の趣旨

平成26年6月に施行された大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）附則第5条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定められている。

また、総務省により、行政評価・監視に基づき、平成28年5月にアスベスト対策について環境省等に勧告が行われ、石綿飛散防止に関する課題が示されたところである。

環境省としても、これらを踏まえ、平成30年8月29日に中央環境審議会に「今後の石綿の飛散防止の在り方について」を諮問し、同日付で関係部会の大気・騒音振動部会に付議された。

これらのことを踏まえ、標記小委員会を設置して、今後の石綿の飛散防止の在り方について、必要な検討をいただくものである。

2 検討事項

本小委員会では、今後の石綿の飛散防止の在り方について検討する。

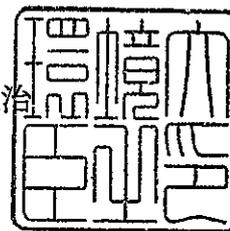
3 スケジュール

概ね1～2ヶ月に1回程度開催する予定。

諮問第 495 号
環水大大第 1808291 号
平成 30 年 8 月 29 日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
中川 雅治



今後の石綿飛散防止の在り方について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、今後の石綿飛散防止の在り方について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

平成 26 年 6 月に施行された大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 58 号）附則第 5 条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定められている。

また、総務省により、行政評価・監視に基づき、平成 28 年 5 月にアスベスト対策について環境省等に勧告が行われ、石綿飛散防止に関する課題が示されたところである。

これらのことを踏まえ、今後の石綿飛散防止の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。